

# いちき串木野市慢性腎臓病（CKD）予防ネットワーク実施要領

## （目的）

健診等で腎臓の異常等が発見された患者を、かかりつけ医と腎臓等に関する専門医が連携して診療すること（以下「病診連携」という。）が重要であることから、いちき串木野市で統一的な病診連携の運用が図られるよう、病診連携を運用していくための枠組み（以下「CKD予防ネットワーク」という。）を作成し、慢性腎臓病（以下「CKD」という。）の重症化の予防に努めることを目的とする。

## （用語の定義）

この事業の用語の定義を次のとおりとする。

### （1）CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）

特定健診等に携わっている全ての医師のうち、『健康かごしま 21CKD 連携医県名簿登録医（かかりつけ医）』又はCKD予防ネットワークの趣旨に賛同し『市の登録』を受けた医師を「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）（以下「CKDかかりつけ医」という。）とする。

### （2）腎臓診療医

『健康かごしま 21CKD 連携医県名簿 腎臓診療医』に登録した腎臓診療医

## （CKD予防ネットワークの流れ）

本ネットワークにおいては、原則として、市等から受診勧奨を受けた患者が、CKDかかりつけ医を受診し、当該登録医から、腎臓診療医に紹介し、連携して診療を行うこととし、次のとおりとする。

### （1）市等の受診勧奨

健診実施主体である市等は、特定健康診査等の結果により、腎機能が「紹介基準」（県様式 別添1）に該当する患者に対して「紹介シート（県様式1）」（県様式1の左上 健康かごしま 21CKD 登録医は、CKD かかりつけ医と読み替える）と「受診報告書（様式0）」を配布し、かかりつけ医を受診するよう勧奨する。その際に、受診の参考となるよう、『健康かごしま 21CKD 連携医県名簿登録医（かかりつけ医）』及び「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）一覧」（別添1）を提示する。

### （2）CKDかかりつけ医の診療

CKDかかりつけ医は、患者に対して必要な検査を行い、腎機能が「紹介基準」（県様式 別添1）に該当する患者を「紹介シート（県様式1）」により『健康かごしま 21CKD 連携医県名簿 腎臓診療医』に紹介する。

### （3）腎臓診療医の診療

鹿児島県 CKD 予防ネットワークモデルに準じて、実施する。

### （4）CKDかかりつけ医と腎臓診療医の連携

ア CKDかかりつけ医は、腎臓診療医の治療方針等に基づき患者の治療を行うとともに、腎臓機能に応じて、定期的に患者を「紹介シート（県様式1）」により腎臓診療医に再紹介するなど、腎臓診療医と連携して診療を行う。

イ CKDかかりつけ医は、急性増悪など「再紹介基準」（県様式 別添2）に該当する患者を「紹介シート（県様式1）」により随時「腎臓診療医」へ再紹介する。

## (5) 市等への報告

ア CKDかかりつけ医は、CKD予防ネットワークにおける患者の受診状況を、「受診報告書（様式0）」により、市等へ報告する。

## (登録手続等)

登録手続等については次のとおりとする。

### (1) いちき串木野市CKDかかりつけ医の登録手続等について

『健康かごしま 21CKD 連携医県名簿登録医（かかりつけ医）』に登録されている方については、以下の登録手続等は不要とする。

ア 医師は、いちき串木野市CKDかかりつけ医として市の登録を受ける場合には、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録承諾書（様式1）」を市に提出する。

イ 市は、医師をCKDかかりつけ医として登録した場合には、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録証（様式2）」を交付する。

ウ CKDかかりつけ医は、登録内容に変更があった場合には、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）変更届（様式3）」を市に提出する。

エ 登録に際して有効期限は定めないものとする。

オ CKDかかりつけ医は、県、市、医師会等が開催するCKDに関する研修会や説明会に参加するよう努める。

カ CKDかかりつけ医は、登録を辞退する場合には、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）辞退届（様式4）」を市に提出するとともに、「CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録証（様式2）」を返却する。

## (全国健康保険協会鹿児島支部等との連携)

全国健康保険協会鹿児島支部等と市は、保険者間の連携を図り、必要に応じて情報提供を行う。

## (CKD 予防ネットワークの活用)

CKD 予防ネットワークの活用・推進が図られるよう、健診実施主体である市等に対して県は、支援を行う。